

第28回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午後2時00分から午後2時55分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 15名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	14	今井 百合
委員	4	保井 章	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	17	瀧井 和雄
委員	9	奥村 喜美子			

5. 欠席委員 議席5番 林 廣美 委員
議席7番 小倉 剛 委員
議席13番 福井 幸生 委員
議席18番 西田 くみ子 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席3番 田畑 啓之助 委員
議席4番 保井 章 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第129号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第130号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第132号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6) 報告事項

- 意見書検討委員会報告事項
- 農業委員会制度検討委員会報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	大谷 茂
局次長	村田 浩司
局長補佐	福田 悟司
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席5番林廣美委員、議席7番小倉剛委員、議席13番福井幸生委員、議席18番西田くみ子委員の4名で、遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は15名で、法定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番田畑啓之助委員と、議席4番保井章委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第129号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号30について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第129号、整理番号30について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。農業振興地域内の青地および白地農地です。
譲渡人は相続財産管理人であり、被相続人の財産の換価、処分業務をされています。対象不動産の中に農地があることから、農地を所有することができる譲受人を探しておられたところ、農業経営規模の拡大を考えていた譲受人と所有権移転について合意され、管轄する裁判所の許可を得られたことから、申請されました。譲受人は申請地にて季節野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号30については、議席18番西田委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 令和4年10月3日、中本推進委員とともに、譲受人立ち合いのもと現地確認し、説明を受けました。
申請地は、譲受人が農地を野菜栽培の用地として使用することから申請されました。すでに譲受人は、周辺集落の農地に野菜および水稻を栽培され、無農薬有機栽培にこだわり、農地も適正に管理されており、今後も遊休農地の削減が期待されま

す。

周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号26中本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号26中本です。

10月3日に、西田くみ子農業委員と現地確認を行いました。当該地は、遺産相続の放棄をされたと心配していましたが、譲受人が一生懸命管理することと、無農薬栽培を積極的に取り組み、野菜や花、水田もされていることで安心しています。譲受人に特に問題もなく、地域の耕作が難しい田を引き受けていただける点や、さまざまな面で積極的に活動していただいていることから、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号30について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、3条調書、整理番号30については、許可とすることに決定いたします。

議案第129号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第130号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号9について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第130号、整理番号9について説明します。議案書は4ページ、参考図は3ページ、4ページ、土地利用計画図は5ページから7ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を住宅、家用駐車場、貸駐車場、庭にするための申請です。計画による

と、4筆のうち1筆は家用の駐車場、2筆の南側は住宅、北側は建築敷地ではなく庭として、またもう1筆については貸駐車場として利用されます。この貸駐車場については、近隣の宗教法人との賃貸借契約がされています。新たな造成工事はなく、雨水排水は、自然浸透および道路側溝への放流処理とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号9については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

9月22日に、福野推進委員と申請者とで現地確認を行いました。2か所が駐車場、2筆が住宅の離れで建設済みであり、無許可状態でした。これについて、確認したところ、申請者は県外にお住まいで、海外赴任でもあり、申請地の状況についてはご存じではありませんでしたが、担当地域の前任の推進委員から、駐車場にするには、農地法による許可が必要である旨の指摘を受け、この度申請されることとなりました。駐車場は、路面は敷砂利でいつでも原状回復ができる状態で、もう一方の住宅前の駐車場は、舗装等により駐車場になっていました。

近隣の承諾や農事改良組合長の承諾も受けておられます。周辺農地に被害をないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号9福野推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号9福野です。

申請地はすでに宅地等になっていますが、宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当しません。また、集落が進める農地利用最適化推進には、特に支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号9について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号10について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10について説明します。議案書は5ページ、参考図は8ページ、9ページ、土地利用計画図は10ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を農家併用住宅の敷地にするための申請です。計画によると、既存の母屋と農業用倉庫の間に、平家建て、建築面積87.74平方メートルの農家住宅の離れを建築されます。また、道沿いの土地は駐車場、建物南側は家庭菜園として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、地下浸透および道路側溝への放流処理とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号10については、議席17番瀧井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番瀧井です。

9月20日に、富川農地利用最適化推進委員とともに現地を確認し、申請人の説明を受けました。大規模に農業を営んでいる申請人の後継者となる息子が世帯を持つため、住宅が必要になることから申請されました。以前、農地法施行規則29条第1項第1号の申請済みの農業倉庫の間に、住宅を建てられます。申請場所は県道と河川に囲まれ、周辺農地への影響も考えられないことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号11富川推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号11富川です。

事務局並びに瀧井農業委員からの説明のとおりで特に補足はありません。

申請人は、本当に年々荒廃地が増えるような作りにくい地域を積極的、また楽しんで農業をされております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号10について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号10については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号11について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号11について説明します。議案書は5ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請地を宅地にするための申請です。計画によると、陶器の工房として利用されます。新たな造成工事はありません。隣地に耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　4条調書、整理番号11については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号16番寺田です。

10月7日、現地確認し代理人から説明を受けました。

祖母が昭和の中頃から後期にかけて、埋め立てをしたということでした。また平成23年に、アトリエを建設されています。その際に、申請が必要なことについて聞きましたが、業者に任せていたため、わかりませんでしたということでした。今般、財産を整理するにあたり発覚したことで申請に至りました。

周辺に農地もなく、地元の承諾もいただいておりますこと、影響がないことから、

今回の申請に関しては許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ
します。以上です。

議 長 続いて、区域番号42山本推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号42山本です。
10月7日に寺田農業委員とともに現地確認しました。特に補足はありません。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号11について採決いたしま
す。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11については、許可とすることに決定いたします。
議案第130号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第131号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
5条調書、整理番号37について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第131号、整理番号37について説明します。議案書は6ページ、参考
図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、市街
化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、太陽光発電施設を目的とする、農地の賃貸借です。申請地は第2種
農地ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、他に適当な代替地が
見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画によると、太陽光パ
ネル288枚、パワコン9台を設置、発電設備としての発電出力は49.5キロワ
ットとなっています。今回の転用については近隣の農業水利に影響を及ぼす可能性
があるとの地元農事改良組合長からの指摘を受け、水田の形状を維持すること、工
事の際は畔等を崩さず雨水が滞水する状態を常に保つよう努めること、工事により

形状に変更が生じた場合は原状復帰することとされています。造成工事はなく、雨水排水についても地元農事改良組合長と協議、調整されており、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号37については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

当該地域は住宅への進入道路に即した所にあります。耕地整理された土地ではなく、山間を上っていく所にあり、草刈等の管理はされていますが、耕作面では上に小さな池が一つあるだけで、水田を維持するには不向きで、今後の農地の管理において、太陽光発電設備を設置する形で申請されました。周辺について、この下に小さな田がありますが、すべて耕作されていません。雨水に関して、少し畦畔が急なため、大雨が降ったときのための対処だけはしっかりするようにと聞いています。

9月13日と28日に現地の確認と話を伺い、申請に至りました。この辺りは地域の中でも耕作にあまり不向きな所であり、今回の申請に関してはいたし方ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号22清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号22清水です。

山間の傾斜地で水田には向かず、以前は、譲渡人の近所の方に委託しておられました。現在は譲渡人が草刈りにて管理している状態となっています。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号37について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号37については、許可とすることに決定いたします。
議案第131号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第132号について説明します。議案書は8ページからです。
今月の決定は6件で、借り手、貸し手と農用地の所在、面積、期間等は、10ページの利用権設定等の明細のとおりです。
9ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権および使用貸借権の面積は16,787平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営状況は、11ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第132号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第132号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第132号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

- 事務局 報告します。調書は12ページ、13ページ、参考図は17ページから19ページです。
- 今日は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が2件です。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議長 続きまして、報告事項に入ります。
- まず、報告事項1「意見書検討委員会報告事項」については、西田委員長が欠席ですので、事務局からお願いします。
- 事務局 ・農地利用最適化施策に関する意見書提出
- 議長 続きまして、報告事項2「農業委員会制度検討委員会報告事項」について、小倉委員長が欠席ですので、事務局からお願いします。
- 事務局 ・第4回制度検討委員会の開催
- 議長 続きまして、報告事項3「広報編集委員会報告事項」について、今井副委員長からお願いします。
- 今井副委員長 ・第1回広報編集委員会の結果
- 議長 続きまして、報告事項4「事務局報告事項」について、お願いします。
- 事務局 ・滋賀県農業会議常設審議委員会の結果
・公売の経過・結果
・経過と予定
・農地法第18条第6項の規定による賃借権の解除通知
・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告
- 議長 報告事項は以上です。
- ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。